

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 35号

2016年10月15日

家庭裁判所が親子を引き裂くレポート

7月24日（土）、共同親権ネットワーク（以下、kネット）主催の講演会『離婚しても子育てしよう！ 共同養育の日企画 ～家庭裁判所が親子を引き裂く～』が行われました。大々的な告知はされなかったにもかかわらず、50名の参加者で会場は溢れました。最初に挨拶をされたのは、7月10日の参議院選挙で当選を果たされたばかりの、真山勇一さんです。維新の党からの鞍替え出馬で、苦しい戦局が伝えられる中、見事下馬評を覆した真山さんの登場に、冒頭から会場は熱気に包まれました。

民進党には共同親権の考え方に反対する勢力もあり、自由な発言をしづらい面があるそうです。しかし、今後もぶれずに親子断絶問題を取り上げていきたい、と力強く宣言していただきました。親子断絶防止法については、現骨子案では十分な内容と考えておらず、さらに党利党略によって骨抜きになる懸念もあるとしながら、このような法案が出てくること自体、当事者にとっていい方向に働けばと所感を述べられました。

会場には、神奈川県民の方を中心に、真山さんの選挙活動をボランティアで支援してきた当事者の方々が、多数出席していました。真山さんは、馴染みの顔を見つけると親しみを込めて歩み寄り、握手を求めながら会場を後にされました。私たちの親子問題に懸ける願いは、真山さんに伝わっているに違いありません。国会の法務委員会で繰り返し親子断絶の問題を取り上げてこられた真山さんの、更なるご活躍に期待しましょう。

続いて、『子どもの奪い合いの現場から』をテーマに、五領田有信弁護士が登壇されました。弁護士といえば、皆さんはどういうイメージを持たれているでしょうか。問題解決のために雇ったはずが、法曹界の内輪の論理でしか動いてくれず、むしろ足枷



になるような弁護士を経験された方も多いのではないのでしょうか。

五領田さんは、一風変わった経歴の持ち主です。ケガをきっかけに、自衛隊を31歳で引退。二人の男の子の育児、パート勤めをこなしながら、猛勉強の末に司法試験に合格されました。私たち当事者の気持ちに共感いただける先生であると感じました。いくつかの事例紹介を通して、家裁の現状について述べられましたが、中でも裁判を進める上での戦術的なアドバイスがあり、多くの参加者が興味深そうに聞き入っていました。人生経験が少ないまま若くして神のような存在になった、裁判官という人達が相手だからこそ、裁判には必勝パターンは無いのだ、と五領田さんは言います。客観的な意見に耳を傾け、幅広く備えることの重要性を、五領田さんは力説されました。

なお、会場がざわつく裏話が、五領田さんによって明らかにされました。日弁連の「両性の平等委員会」が、五領田さんに「kネットには関わるな」と警告してきたというのです。反対勢力の抵抗を裏付ける、生々しいエピソードです。そのような裏工作に動じず出席いただいた五領田さんには、会場から温かい拍手が送られました。

 **原則交流・共同養育 第Ⅳ期 共同親権運動ネットワーク**

〒299-3502 千葉県下伊那郡大鹿村大河原2208

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名：kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170（普）ケイネット



続いて、パネルによる講話がありました。

一人目は、親子ネット NAGANOの堤さん。単独親権という制度の皺寄せは、離婚問題における弱者、すなわち親権

を剥奪された別居親と、力のない子ども達に帰せられてきた、と堤さんは指摘します。「会えなくても、親子だからいつかきっと会いに来る」「離婚したのだから仕方ない」という世論の後押しを受けた国家権力によって、別居親は忍耐を強いられ、子どもは置いてきぼりにされてきました。

精神的に弱くなりがちな別居親には、当事者支援を活用して、子ども達を違法な拘束から解放する元氣と勇氣を得てほしい、と話されました。

二人目は、k ネット運営委員の宗像さん。月1回の面会交流の相場など、家裁が押し付けてくるおかしい常識を変えていくには、適切な言葉を用いて世間に訴えていくことが重要だと、宗像さんは話しました。

例えば数年前、子どもと会えない状態を「引き離し」と表現することによって、別居親に被害者としての自覚が生まれ、活動が活発化したそうです。私たちの問題が世に受け容れられる素地が少しずつ整ってきた今、「継続性の原則」ではなく「断絶性の原則」、「連れ去り」ではなく「実子誘拐」など、当事者自身が実態を的確に表した言葉を選ぶべき、と強調されました。

三人目は、「家裁ビギナー」こと小島さん。

猿の親子がプリントされたTシャツに短パンという、カジュアルないでたちが眼を引きましたが、小島さんは先日、この格好で初の試行面会でお子さんと会われたのだそうです。

小島さんは半年程度の当事者歴ながら、別居家庭を巡るおかしい常識を告

発すべく、様々な団体、行政、マスメディアに精力的に働きかけています。私たち当事者は、時間が経つほどに疲弊し、家裁の常識に染められていきます。小島さんの一途な姿勢を見て、誰

もが子どもと突然会えなくなった当時の気持ちを思い出し、刺激を受けたのではないのでしょうか。

イベントの総括として、「自分のことは自分が一番よくわかっていないものだ」という五領田さんの言葉が印象に残りました。私たち当事者は、子の奪い合いの最前線で、とにかく精神的に追い込まれがちです。頼りにしている弁護士にまで法曹界の常識を押し付けられ、何を目指すべきなのかも分からなくなります。

五領田さんによると、弁護士会は、感情が乱れている依頼者にはさっさと返金して関係を絶つよう、弁護士に教育するそうです。

真に当事者に寄り添い、最後まで共に戦ってくれる支援者（弁護士に限らず）を頼みに、親子関係の再構築という目標からぶれることなく戦っていきたいものです。

(森本)



● 主張

面会交流保全の必要性

小島太郎

ある日突然、愛する子どもが配偶者により連れ去られ、連絡を絶たれると、教唆弁護士達から、係争の代理人受任のご案内をいただくことになる。妻子とは連絡を取るなど脅される。相手側は、計画立っているが、引き離され親は最初は何が起きたのかもわからず、どうしたら良いのか、誰に相談すべきなのか判らず大慌てとなる。自力救済を除く、法的手続きの第一次選択は、実子誘拐に刑法 224 条を適用しない実務の運用により、「子の引き渡し請求と監護者指定の仮処分」となるが、結果がでるまでに申し立ててから 2 カ月ぐらひはかけられてしまう。会うことはおろか声も聞けない。そして、調査官調査で、虐待ネグレストが無ければ、引き渡しの必要性は無しとされてしまう。そのまま決定されると、早々と監護権を失うに等しいので、慌てて取り下げることとなる。

そして、次の手続きとしては、「面会交流調停」だけれど、これは実効支配親と別居親という立場を既成事実化される儀式にもなる。日本を除くハーグ条約締結国では、1. 先ず早期に面会交流が行われ、2. 常居所に一旦戻し。3. 監護権が話し合われることになるが、それ程、先ずは親子を断絶させないことが重要だという認識がある。日本では、実子誘拐を実行した親は当然、高葛藤であり、突然遺棄された親も穏やかな気持ちでいる筈がないが、そのような状況下で、子どもが両親と会うことを裁判所は良しとしていない。

これが、実子誘拐側には都合が良く、片親疎外という洗脳虐待をかける時間を貰え、完成すれば子の意志として悪用される。そうなってしまつては手遅れである。片親疎外が完成され、愛する子どもと争っているような気分になり諦めるケースさえ発生している。このような事は、自身にとっては当然ながら、子どもにとっても不幸なことである。

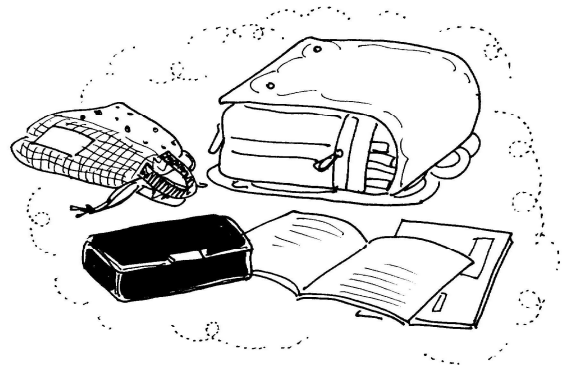
あまり知られていない手続きだけれども「面会交流の審判前の保全」という方法もあり、早期に充実した面会交流の必要性を認識させる為にも是非、大勢の被害当事者の方に申立てを行って欲しいと考えている。弁護士の中には、手続きとして知らない方、無駄な手続きはしたくないと嫌がる方もいるかもしれないけれど、いつまでも現状の運用実務に抗おうともせずに、従順になっていては、いつまでも今までのままだと感じる。

裁判所の手続き受付でもそのような手続きは無いという担当者が居るかもしれない。その際は、保全申立ての事件名がブランクの用紙を貰おう。「審判前の保全処分申立書」と言う様式名で事件名（ ）に（面会交流審判前の保全）と書き入れる。「求める保全処分」の欄には、「相手方は、未成年者を速やかに申立人に面会設定することを求める。」として、「保全処分を求める事由」の欄には、

「1. 偽計を用いて未成年者が拐取され以降、申立人と交流を絶たれているから。」

「2. 相手方は、面会交流の話し合いに誠実に応じることなく、今後も見込めないことがあきらかであるから。」「3. 未成年者のトラウマ、片親阻害などの子の不利益の発生を早期に防止する必要があるから。」

として、既に申し立てている面会交流調停と係属させる旨を書き入れる。後は、主張書面や証拠資料は、催促をされてから提出すればよい。棄却もされず、速やかな交流設定も行われず放置されるケースが多いけれど、先ずは親子の断絶を早期に防止することが重要であることを訴えて行こう。



離婚しても子育てしよう 「離婚と子育て」実践講座 に参加して

「離れて暮らしても、子どもには頻繁に会う」「毎週、土曜か日曜に」「学校とか、季節の行事にも」そんな約束を信じて、私は協議離婚しました。子どもは3歳、可愛い盛りでした。約束が守られたのは一ヶ月だけ。5年経った今、手を尽くしてはいますが、1度も会えていません。こんな私ですが、今回の講座では他にない試みが企画されていたので興味を持ちました。簡単ですが、以下にレポートします。

この講座は、4コマを2日かける構成だ。1コマあたり90分程度だが、参加してみると質疑時間が他の団体に比べて長めで、「一緒に考えよう」という姿勢が、孤軍奮闘になりがちな当事者にとってはありがたいと思った。

“離婚と子ども”事件の実際”では、子どもの連れ去り案件を多く取り扱っている稲坂弁護士から、子どもが連れ去られた後で残された親が直面する出来事や、家事事件の手続きに対応づけて整理、解説があった。他の事件は、過去について争うのが一般的だが、家事事件は現在・未来について争うことに差異がある。当事者が策無く臨めば、家裁は現状維持したがる傾向にある。松戸のフレンドリーペアレント判決のように、現在・未来について、子どもの利益に適う適切な提案を行うことが、家裁の既定路線に飲み込まれないコツであることが述べられた。

“共同養育支援の実際”では、心理カウンセラーでkネット相談員の蓮見氏から、複数の支援団体の比較や、過去の実例を交えたビジテーションの解説があった。わかってはいても自分では抑えられない葛藤が減って気持ちが楽になったり、実施確度があがったりす

るメリットがある。ビジテーションを成功させるコツは、“デート”を想定すること。現状、公的資金や人材が足りないことから、利用者の経済的負担が大きい問題がある。最近の立法化の動きが、問題解決に繋がる期待が述べられた。

“家庭裁判所攻略法”では、共同親権に関わる様々な活動に携わってきたライターの宗像氏から、共同養育請求権の解説、家裁の特徴と最近の家事事件の傾向を交えながら、もっと家裁を活用する方法について述べられた。離婚しても、両親には双方に養育責任があるので、相手方の実施誘拐・引き離しは養育責任の妨害行為。たとえ同情的でも、家裁職員が養育責任を負うことはなく、負うのは親。最近、家裁も原則交流の姿勢だが、当事者の拒否感情が強いとお手上げで、結果、落としやすい方を落とす傾向にある。家裁職員を味方に付けるコツが解説された。

“調停ロールプレイ”は、kネット運営委員に指揮された。調停経験を考慮して小グループを作り、グループ内で調停委員・裁判官・調査官・当事者役を決め、配役を変えて2ラウンド行った。調停内容は、当事者役が現状抱える案件をベースにした。他の役も、自身の“あるある”体験を元に当事者役の相手をした。1ラウンド毎に、グループ内でのアドバイスの時間と、グループ間での気づきの共有時間が取られた。私は、座学中心のセミナーしか参加経験がなかったので、興味深かった。実際やってみると、言葉の選び方など、とても参考になった。また、知見者から個別案件に応じたアドバイスも得られた。当事者役が一番お徳感がある。

簡単ですが、参加した講座の内容と、その感想を記しました。総論や理念も必要ですが、家裁の現場で使える実践的な知見が得られてとてもためになりました。今後もこのような講座に期待します。

(東京都荒川区 H. T.)

共同養育と労働法

第11回

東京司

～雇用保険法における育児休業手当金制度から見る共同養育～

2016年8月1日から改正された雇用保険法等が施行され、育児休業手当金の給付上限相当額が引き下げられる一方、2016年8月1日以降に開始さ

れる介護休業にかかわる介護休業手当金の支給率と給付上限相当額が大幅に引き上げられました。

育児休業手当金や介護休業手当金は雇用保険法に位置づけられている制度です。雇用保険というと、失業給付を思い浮かべるとはいますが、雇用保険法

では「雇用継続給付制度」もあり、「高年齢雇用継続給付」「育児休業給付」「介護休業給付」の3つの給付金制度があります。このうち子の養育と関連するならば、「介護休業手当金」も子どもが介護を受ける状況もあり得るので、広い意味で該当してくる場合もありますが、今回は「育児休業手当金」に絞って取り上げてみます。

まず育児休業手当金を受給できる労働者（被保険者）の要件としてハローワークの難解な説明では、

1 一般被保険者が1歳（パパママ育休プラス制度を利用した場合は原則1歳2か月、支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上ある完全月（過去に基本手当の受給資格決定を受けたことがある方については、その後のものに限ります。）が12か月以上あること

2 育児休業期間中の1か月ごとに、休業開始前の1か月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと。

3 就業している日数が各支給単位期間（1か月ごとの期間。下図参照）ごとに10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であること。（休業終了日が含まれる支給単位期間は、就業している日数が10日（10日を超える場合にあっては、就業している時間が80時間）以下であるととともに、休業日が1日以上あること。）

の3つの要件を満たすことが必要であることが原則的に要件とされています。とくにフレックスタイム制で働かれている方には1の要件は非常に難解ではないでしょうか？

ところで1の子の年齢で括弧書きの中に「支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6か月」とありますが、1歳6か月まで育児休業手当金を受給できる要件には大きく分けて2つ種類があります。

1 育児休業の申出に係る子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。いわゆる待機児童の問題ですね。

2 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって、その子が1歳に達する日後の期間について常態として

その子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合（以下、雇用保険法施行規則からの引用なので送り仮名に注意）

（1）死亡したとき。

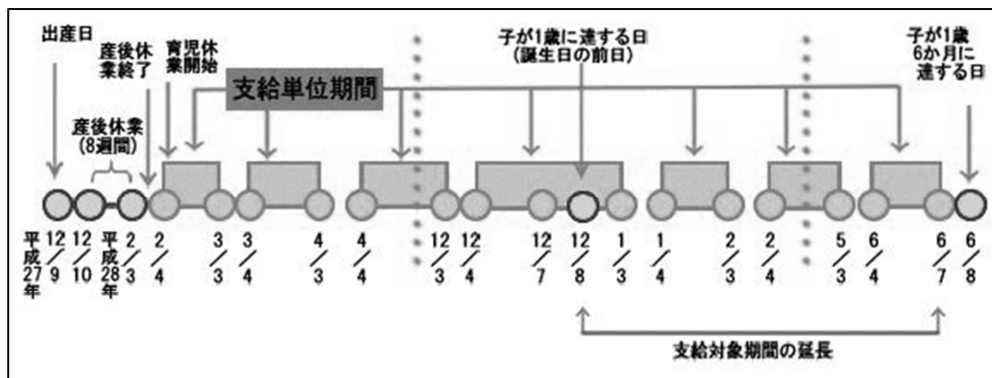
（2）負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

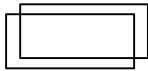
（3）婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

（4）六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

このうち、2の（3）の場合についてみると、例えば被保険者である夫の配偶者である妻が婚姻の解消やこの無断連れ去りによって、子どもと同居しなくなったら延長して育児休業手当金を受給できるというのです。1歳になった時点では支給率が0.67から0.5になっていて6か月間とはいえ、結構な額の受給となります。そもそも「常態として・・・子の養育を行っている配偶者」という前提自体が「子の養育を常態としていない被保険者」の存在を暗喩しているわけで、「養育」という言葉の定義は何なのか？ということをお問わざるを得ないわけです。時間比例か何かで子の養育を常態としている親を選別するというのは、憲法24条の相互の協力という理念からかけ離れているようにも思えますし、「育児休業の申出に係る子」以外の子（要するにその子の兄・姉）がいる場合の当該子の養育に被保険者は関わっているのかいないのか、ということもお問わざるを得ません。

そのように考えていくと、働き方、休み方の多様性は認められるにしても、被保険者の長時間労働の物理的規制やデイ・ケアの充実が求められるのだと思いますし、婚姻の状態でも離婚した後でも、両方の親が子どもの養育に協力していくことが子どもの成長にとって望ましいことであるということが標準となるようなシステムづくりが必要だと思います。





法律問題だけでもないし…… 親子断絶防止法がかなり現実味を帯びてきて、この法律に期待したいけれど、私は法律や司法判断とかを信頼してなくて期待できません。単独親権だとか、いい加減なDV法だとか、子供の意見表明権の問題とか、法律に色々不備があるし、その程度の法律しか作れない政治家の人権意識の問題とか、問題の根は深く、断絶防止法で出来ることは知れてるだろうと思う私。DV法や虐待防止法とかも含め様々な法律を根本から組み直さないと本質的な解決は無理。

昨日も朝日新聞の投稿記事でシングルマザーズフォーラムの赤石千衣子が、法案の反対意見を書いています。子供の意思を無視した面会は子供のためにならない、DVや虐待があっても面会させるのは良くない、とか。法律や制度の問題を客観視せず、感情的に離婚した夫に対する抵抗感を訴えているだけに思えて仕方ありません。子供の意思を無視して引き離すこと、親に面会をさせないことで、子供に愛着障害が起きること、など引き離した（母）親の問題や、DV法が曖昧で冤罪が多発していること、DVに関わらず先進国では親子面会は保証されていることなどには触れていません。

引き離し問題は家族間葛藤を高める労働状況や分配率の問題、家意識、少子化や非正規雇用の拡大、文教政策、など様々な社会的背景があり、そこに個々人の生育の問題、認知の偏りや対人スキルのなさ、自己肯定感の低さなどが重なっています。引き離された当事者にすれば、引き離した相手や理不尽な行為に介入できない法律の問題と捉えますが、自分がなぜ引き離されたか、なぜ引き離されて辛いのか、自分の問題として理解することはなく、相手の問題と理解するから相手に対する法的闘争に入ってしまう。ここで法律が何の役にも立たないとわかってさらに傷つくし、感情はネガティブなものになります。

法的解決以前に、問題が起こった時点で修復的な支援があれば、随分結果は違うと思うけれど、修復的支援は私の他には誰もやってないみたいだし……。法律が多少変わっても、引き離された親子の苦悩は簡単に解決できないのではないかな、残念なことだけれど。



事務所移転

東京都国立市の自宅の1階を開放し、Kネットの事務所を併設して1年。短い期間ながらも様々な人たちが事務所を訪問しました。解決に結びつけられた人も、いまだ展望を模索中の方もいます。が、いろんな人生に出会え、いつしよに未来を考ええるという作業はとても自分の生き方も豊かにしてくれたと思い、そういった機会をくれた人たちに感謝している。

この度、宗像個人が長野県大鹿村に引っ越したため、国立事務所はKネットとしては維持できず、Kネットの事務所機能は大鹿村に移動になった。新しい事務所は中央道松川インターから車で5分。周りには柵田があつたり、南アルプスが見えたり、牧場があつたりの場所で、事務所兼相談室は宗像の個人宅の日当たりのいい廊下と仕事部屋に併設している。引っ越し屋さんが「秘境だ」と感銘を受けていたこの場所まで相談に来る人はいるのだろうか。と思つたら国立から自宅といつしよに持つてきた「あおやぎ家族相談」のほうには、早速相談者が迷いながらやってきた。道に迷うくらいは、将来に思い迷うよりもたいしたことない、ということなのかもしれない。

国立で最初に議会で陳情を上げ、親子引き離しの問題を市民運動の俎上に乗せたのは2008年。その間、やり残したこともあるにはあつたにしても、やれることはやってきたという思いもある。これからは複数の拠点で、引き続き共同親権運動を広げていきたい。郵便物はこちらまで。運営会議、交流会は都内で継続しています。東京にも頼りになる仲間がいてよかったです。(宗像)

同居親との交流会に参加して思うこと

私は、数年前前に息子を連れ去られた上、虚偽DV・住所非開示措置により、未だ居場所を知ることが出来ていない中部地方在住の男性当事者です。

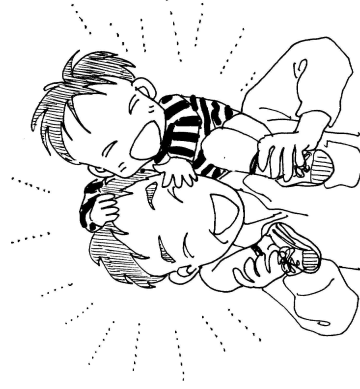
先日、知り合いに誘われ、某家族問題を支援する団体が主催するコミュニティーがあり、そこに参加してきました。そこには私達とは逆の同居親(全員女性)も何人が参加されており、夫々の立場でデイスカッションがなされるというものでした。

別居親と同居親が、実情について議論するという、異様な感じはありましたが、趣としては意義があつたと思われ、私も同居親と話をするという貴重な体験をしました。

私としては、住所非開示措置に悩まさせられているところもあり、同居親からその手続きの実態を聞き出そうと、話し掛けてみましたが、話してはくれませんでした。

同居親からは、面会交流のことで、色々聞くこ

とが出来たのですが、面会後のケアが大変などと言われる方もおり、予想通り、否定的な感情を持たれている方が殆どでした。全般的に「会わせてあげてる」と





★国立交流会

月に1回不定期で国立公民館で開催しています。問い合わせ・0265・39・2067(宗像)ます。問い合わせください。

☆あおやぎ家族相談

予約の上、相談を受け付けています。0265・39・2067(宗像)

★Kネット運営会議

不定期で開催です。参加できませんのでお問い合わせください。

★Kネット都心交流会

日時・11月12日(土)、15時～17時、場所・御茶ノ水 全労連会館302会議室(東京都文京区湯島2-4-4
<http://www.zenrouren-kaikan.jp/access.html>)、資料代・500円、問い合わせ・03・6226・5419(宗像)

【相談会も】当日はKネットスタッフによる個人相談を午後1時～2時30分、同所にて開催しています。Kネットまでご予約

下さい。運営協力費・1000円

★Kネット九州イベント「両親の別居・離婚に直面する子ども達をどう支えるか」シングル
家庭の子ども支援、制度運用、
現行法の中でできることを模索
して」

日時・10月15日(土)、15時～17時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、主催・Kネット九州、一般社団法人子どものじかんネットワーク大分、
問い合わせ

namita.repo@gmail.com(Kネット九州/川野)

★宮崎交流会

日時・11月5日(毎月第1土曜日)18時～20時、場所・宮崎市民活動センター小会議室(宮崎市橋通西1-1-1)宮崎市民プラザ三階、参加費無料、問い合わせ・0985-47-6797(小原)、メール
gza05074@leo.bbq.jp、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・11月12日(毎月第2土曜日)18時～21時、場所・サ

ンエールかこしま(鹿児島市荒田1-4の1)、問い合わせ・080-3946-0625(下窪)、
メール

ywnwa@softbank.ne.jp
*日程の変更がありますのでご確認ください。

★別府交流会

日時・11月19日(毎月第3土曜日)、10月はKネット九州イベントの為お休み18時～21時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・500円、問い合わせ・0977-77-1994、メール

itumo.itumademo oyako@gmail.com、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★コトオヤネットさつぽろ・北海道交流会

日時10月15日、11月19日(毎月第3土曜日)13時30分～15時30分、場所・NPO法人自立生活センターさつぽろ 研修センター会議室(札幌市白石区南郷通13丁目南3南郷シテイハウス1階、地下鉄東西線「南郷13丁目」2番出口下車徒歩2分)
セイコーマートの左となり2軒目)、参加費無料、問い合わせ・

011-863-1377 カ
タラン(安岡)菊之進まで、メール
kick@orange.plala.or.jp

【Kネット事務所】

〒399-3502長野県下伊那郡大鹿村大河原2208(郵便はこちらにお願いします)、電話・Fax・03-6226-5419

【東銀座313ビルセミナーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19 東銀座313ビル8階、最寄り駅地下鉄東銀座駅徒歩3分、銀座駅徒歩10分。晴海通りから歌舞伎座のある通りを入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130-5-472679 加入者名Kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(通ケイネット*口座名が略称になりました。

【編集後記】Kネット事務所は標高900m付近です。鍛えられるよ。(宗像)

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビ活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員を募っています。
年会費(会員は別居親とその家族、及び会の趣旨に賛同する人)年3000円

【入会方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にて、寄付を募っています。

メール
contact@kyodosinken.com